



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *105 宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則 (都市政策課)
- 告示
 - 1394 字の区域の変更 (市町村課)
 - 1395 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (障害福祉課)
 - 1396 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
 - 1397 児童福祉法による指定居宅支援事業者の廃止 (")
 - 1398 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
 - 1399 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 " (")
 - 1400 児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (")
 - 1401 身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")
 - 1402 知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")
 - 1403 児童福祉法による指定居宅支援事業者の変更 (")
 - 1404 貸金業の業務の停止 (商工労働総務課)
 - 1405 " (")
 - 1406 " (")
 - 1407 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
 - 1408 川辺町周辺土地改良区の役員の住所変更 (農村計画課)
 - 1409 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための検査の実施 (畜産課)
 - 1410 保安林の指定 (森林整備課)
 - 1411 道路の位置の指定 (都市政策課)
 - *1412 和歌山県建築計画概要書等閲覧規程(昭和46年和歌山県告示第127号)の一部改正 (")
- 選挙管理委員会告示
 - 98 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
- " (")

規 則

和歌山県規則第105号

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則
宅地造成等規制法施行細則(昭和43年和歌山県規則第35号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第3号ア中「那賀郡」を「紀の川市、那賀郡」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1394号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、印南町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

この届出に係る字の区域の変更は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定による換地処分公告の日からその効力を生ずる。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

1 大字島田坊丈に編入する区域

大字	字	地番
島田	楠本	89-3

地番については、平成14年11月1日現在の地番である。

和歌山県告示第1395号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000100 015118	社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1番1号	鶴田徹真	社会福祉法人新宮市 社会福祉協議会	新宮市野田1番 8号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者) ・日常生活支援	平成 17.9.30

和歌山県告示第1396号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出

があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000200 059115	社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1番1号	鶴田徹真	社会福祉法人新宮市 社会福祉協議会	新宮市野田1番 8号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.9.30

和歌山県告示第1397号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20に規定する指定居宅支援事業者の廃止について、次のとおり届出があっ

たので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
30000300 022112	社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1番1号	鶴田徹真	社会福祉法人新宮市 社会福祉協議会	新宮市野田1番 8号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児 ・知的障害児)	平成 17.9.30

和歌山県告示第1398号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第17条の23第1号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000100 015118	社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1番1号	鶴田徹真	社会福祉法人新宮市 社会福祉協議会	新宮市野田1番 8号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者) ・日常生活支援	平成 17.9.30
30000100 173115	有限会社四葉会	那賀郡岩出町大字 高塚223番地	味村吉浩	クローバーヘルパー ステーション	那賀郡岩出町 大字高塚223番 地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害者 ・全身性障害者) ・日常生活支援	平成 17.10.1
30000100 174113	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町 岩田2456番地の1	宇治田文彦	ホームヘルプすてっ ぷ	西牟婁郡上富 田町岡1655番 地の1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・日常生活支援	平成 17.10.1

和歌山県告示第1399号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の17第

1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000200 059115	社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1番1号	鶴田徹真	社会福祉法人新宮市 社会福祉協議会	新宮市野田1番 8号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 ・行動援護	平成 17.9.30
30000200 217119	有限会社四葉会	那賀郡岩出町大字 高塚223番地	味村吉浩	クローバーヘルパー ステーション	那賀郡岩出町 大字高塚223番 地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.10.1
30000200 218117	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町 岩田2456番地の1	宇治田文彦	ホームヘルプすてっ ぷ	西牟婁郡上富 田町岡1655番 地の1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護	平成 17.10.1

和歌山県告示第1400号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の17第1項に規定する指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法

第21条の23第1号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
30000300 022112	社会福祉法人 新宮市社会福祉協議会	新宮市野田1番1号	鶴田徹真	社会福祉法人新宮市 社会福祉協議会	新宮市野田1番 8号	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (視覚障害児 ・知的障害児) ・行動援護	平成 17.9.30
30000300 160110	有限会社四葉会	那賀郡岩出町大字 高塚223番地	味村吉浩	クローバーヘルパー ステーション	那賀郡岩出町 大字高塚223番 地	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (知的障害児 ・視覚障害児 ・全身性障害児)	平成 17.10.1
30000300 161118	社会福祉法人 和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町 岩田2456番地の1	宇治田文彦	ホームヘルプすてっ ぷ	西牟婁郡上富 田町岡1655番 地の1	居宅介護 ・身体介護 ・家事援助 ・移動介護 (知的障害児)	平成 17.10.1

和歌山県告示第1401号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第17条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり

届出があったので、同法第17条の23第2号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所	変更事項	新	旧	変更年月日
合名会社有田広域有田訪問介護センター	事業所の名称	わかばの郷	広域有田訪問介護センター	平成 17.9.7

和歌山県告示第1402号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の20の規定に基づく指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり

届出があったので、同法第15条の23第2号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業所	変更事項	新	旧	変更年月日
合名会社有田広域有田訪問介護センター	事業所の名称	わかばの郷	広域有田訪問介護センター	平成 17.9.7

和歌山県告示第1403号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の20の規定に基づき指定居宅支援事業者の変更について、次のとおり届出

があったので、同法第21条の23第2号に基づき公示する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 事 業 所	変 更 事 項	新	旧	変 更 年 月 日
合名会社有田広域有田訪問介護センター	事業所の名称	わかばの郷	広域有田訪問介護センター	平成17.9.7

和歌山県告示第1404号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年10月13日から平成17年12月11日までの間の60日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証

書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年10月11日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

番号	商号又は名称	氏 名	主たる営業所等の所在地	登 録 番 号	登録年月日
1	丸由商事	濱野由行	和歌山市市小路97番地 幸福荘11号	和歌山県知事(5)第00894号	平成14年12月12日
2	紀南商事	南吉乗	和歌山市津秦217番地の13 第2山川マンション2B	和歌山県知事(5)第00897号	平成14年12月13日
3	日高商事	堀口諦	日高郡みなべ町晩稲344番地	和歌山県知事(5)第01005号	平成16年12月9日
4	山庄商事	山本庄司	日高郡みなべ町清川3725番地の1	和歌山県知事(3)第01144号	平成14年12月20日
5		山田博	和歌山市六十谷438番地	和歌山県知事(3)第01157号	平成15年4月22日
6		鈴木義夫	伊都郡高野口町伏原1025番地の7	和歌山県知事(3)第01199号	平成16年3月12日
7	東信商事	中井修	和歌山市弘西70番地の1	和歌山県知事(3)第01203号	平成16年3月12日
8	フィールド	藤崎昇	和歌山市市小路102番地 第2美恵荘6号	和歌山県知事(1)第01373号	平成15年10月9日
9		井田英一	橋本市岸上443番地	和歌山県知事(1)第01375号	平成15年10月16日

和歌山県告示第1405号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年10月13日から平成17年12月10日までの間の59日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年10月11日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 商号又は名称 かねます商事
- 氏名 鳥倉弘一郎
- 主たる営業所又は事務所の所在地 田辺市新万4番9号
- 登録番号 和歌山県知事(7)第00578号
- 登録年月日 平成14年12月10日

和歌山県告示第1406号

次の貸金業者に対して貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第36条第1項の規定により、平成17年10月13日から平成17年10月29日までの間の17日間、貸金業の業務(弁済の受領及び債権の保全行為に関する業務を除く。)を停止する(ただし、停止期間中に貸金業務取扱主任者研修修了証書の提出があれば、停止期間を当該提出日までに短縮する。)ことを、平成17年10月11日に命じたので、同法第41条の規定により公告する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 商号又は名称 なし
- 氏名 木村博
- 主たる営業所又は事務所の所在地 東牟婁郡串本町鬮野川1277番地の1
- 登録番号 和歌山県知事(1)第01343号
- 登録年月日 平成14年10月29日

和歌山県告示第1407号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドン・キホーテぶらくり丁店
和歌山市元寺町1丁目25
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社富士アイス 代表取締役 赤井圭子
和歌山市小雑賀738番地
- 3 変更する事項
大規模小売店舗の名称
(変更前)(仮称)ドン・キホーテ和歌山店
(変更後)ドン・キホーテぶらくり丁店
- 4 変更の年月日
平成17年10月1日
- 5 変更する理由
大規模小売店舗の正式名称が決定したため
- 6 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 7 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成17年10月25日から平成18年2月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1408号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、川辺町周辺土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

役員住所変更

職名 理事

氏名 古屋幸一

変更前の住所 日高郡日高川町大字江川2144番地

変更後の住所 日高郡日高川町大字江川2144番地1

和歌山県告示第1409号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規

定に基づく監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 実施の目的
家きんサルモネラ感染症(病原体がサルモネラ・プロラム又はサルモネラ・ガリナルムによるものに限る。)の発生予防のため。
- 2 実施する区域
有田郡清水町
- 3 実施の対象とする家畜の種類及び範囲
鶏(種鶏について、概ね飼養羽数の10%、最少100羽)
- 4 実施の期間
平成17年11月16日から平成17年12月15日まで
- 5 検査の方法
血清反応(平板急速凝集反応)

和歌山県告示第1410号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡ささみ町佐本西栗垣内字上ミ地353の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにささみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1411号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

指定 番号	指 定 位 置	申 請 者 住 氏 所 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2833	那賀郡打田町 大字田中馬場 字西原176番1 の一部、177番1 の一部、176番3 の一部	和歌山市太田 479番地3 株式会社幸福 建設 代表取締役 金沢公英	平成	5.00	73.89
			17.	5.00	10.52
			10. 17		
2838	那賀郡粉河町 大字粉河字深 堀2452番3の一 部、2453番の一 部、2454番2の 一部	那賀郡那賀町 大字名手市場 1281番地 榎本文博	平成	6.00	28.44
			17.	4.50	25.23
			10. 17		

和歌山県告示第1412号

和歌山県建築計画概要書等閲覧規程（昭和46年和歌山県告示第127号）の一部を次のように改正する。

平成17年10月25日

和歌山県知事 木 村 良 樹

第1条中「第11条の7第4項」を「第11条の4第3項」に、「建築計画概要書及び築造計画概要書並びに建築基準法令による処分の概要書」を「建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、建築基準法令による処分の概要書及び全体計画概要書」に改める。

第6条中「別記第1号様式又は別記第2号様式」を「別記第1号様式から別記第4号様式までの様式」に改める。

別記第2号様式の次に次の2様式を加える。

別記第3号様式

受付番号

定期調査(定期検査)報告概要書閲覧申請書

年 月 日

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長(振興局建設部長) 様

住所
氏名 印

下記のとおり定期調査(定期検査)報告概要書の閲覧を申請します。

報 告 年 月 日	年 月 日
報 告 を 行 っ た 者 の 住 所 氏 名	
建 築 (設 備 等) の 場 所	
建 築 物 の 用 途	
設 備 等 の 種 類	
閲 覧 理 由	
備 考	

注 申請者の氏名の記載を自筆で行う場合は、押印を省略することができます。

別記第4号様式

受付番号

全体計画概要書閲覧申請書

年 月 日

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課長(振興局建設部長) 様

住所
氏名 印

下記のとおり全体計画概要書の閲覧を申請します。

認定番号年月日	年 月 日 第 号
認定を受けた者の 住所氏名	
建築の場所	
建築物の用途	
閲覧理由	
備考	

注 申請者の氏名の記載を自筆で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第98号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙にお

ける各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年10月25日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成17年9月11日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,825,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	岸本周平	所属党派	民主党	期間	8月23日から 9月15日まで
出納責任者氏名	山下雅生				第1回分

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
民主党和歌山県第1区総支部	政党	14,400,000 円	選挙事務所費		
周勝会	政治団体	5,000,000 円	集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
その他の寄附		円	休泊費		
その他の収入		円	雑費		
今回計		19,400,000 円	今回計		
前回計		円	前回計		
総計		19,400,000 円	総計		

報告書受理年月日	平成17年9月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	下角力	所属党派	日本共産党	期間	8月11日から 9月21日まで
出納責任者氏名	小薮真一				第1回分

収入			支出		
主たる寄附			人件費		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費		
日本共産党和歌山県北部地区委員会	政党	1,923,450 円	選挙事務所費		
			集会会場費		
			通信費		
			交通費		
			印刷費		
			広告費		
			文具費		
			食糧費		
その他の寄附		円	休泊費		
その他の収入		円	雑費		

今回計 1,923,450 円
 前回計 円
 総計 1,923,450 円

今回計 1,923,230 円
 前回計 円
 総計 1,923,230 円

報告書受理年月日

平成17年9月26日

第1回報告分

候補者氏名	谷本龍哉	所属党派	自由民主党	期間	8月17日から 9月26日まで	第1回分
出納責任者氏名	宮本浩明					

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
 自由民主党本部 政党 8,000,000 円
 自由民主党和歌山県第一選挙区支部 政党 9,500,000 円

その他の寄附 円
 その他の収入 円
 今回計 17,500,000 円
 前回計 円
 総計 17,500,000 円

支出

人件費 1,162,000 円
 家屋費 8,764,990 円
 選挙事務所費 7,305,960 円
 集会会場費 1,459,030 円
 通信費 円
 交通費 円
 印刷費 1,274,500 円
 広告費 727,730 円
 文具費 23,052 円
 食糧費 299,134 円
 宿泊費 円
 雑費 2,093,066 円
 今回計 14,344,472 円
 前回計 円
 総計 14,344,472 円

報告書受理年月日

平成17年9月26日

第1回報告分

1 選挙の種類 平成17年9月11日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第2区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

22,652,800円

3 報告書の要旨

候補者氏名	石田真敏	所属党派	自由民主党	期間	8月17日から 9月23日まで	第1回分
出納責任者氏名	喜田聡一郎					

収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
 自由民主党 政党 5,000,000 円
 自由民主党和歌山県第二選挙区支部 政党 11,000,000 円
 小野寛之 会社員 120,000 円
 平田一宏 会社員 120,000 円
 有木伸人 会社員 120,000 円

その他の寄附 円
 その他の収入 円
 今回計 16,360,000 円
 前回計 円

支出

人件費 2,876,600 円
 家屋費 2,872,431 円
 選挙事務所費 2,305,263 円
 集会会場費 567,168 円
 通信費 円
 交通費 521,796 円
 印刷費 2,183,565 円
 広告費 2,502,061 円
 文具費 11,025 円
 食糧費 362,916 円
 宿泊費 158,600 円
 雑費 489,884 円
 今回計 11,978,878 円
 前回計 円

総計

16,360,000 円

総計

11,978,878 円

報告書受理年月日

平成17年9月26日

第1回報告分

候補者氏名	岸本健	所属党派	民主党	期間	8月11日から 9月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	岩崎嵩					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	1,215,000 円	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	9,147,100 円	
民主党	政党	8,000,000 円		選挙事務所費	9,103,000 円	
健光会	政治団体	4,500,000 円		集会会場費	44,100 円	
				通信費	円	
				交通費	円	
				印刷費	1,942,928 円	
				広告費	985,711 円	
				文具費	281,618 円	
その他の寄附			円	食糧費	179,125 円	
その他の収入			円	休泊費	80,000 円	
今回計		12,500,000 円		雑費	846,528 円	
前回計			円	今回計	14,678,010 円	
総計		12,500,000 円		前回計	円	
				総計	14,678,010 円	

報告書受理年月日

平成17年9月21日

第1回報告分

候補者氏名	下村雅洋	所属党派	日本共産党	期間	8月11日から 9月16日まで	第1回分
出納責任者氏名	前久					
収入				支出		
主たる寄附				人件費	円	
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費	620,000 円	
日本共産党紀北地区委員会	政党	800,000 円		選挙事務所費	620,000 円	
				集会会場費	円	
				通信費	円	
				交通費	円	
				印刷費	円	
				広告費	39,500 円	
				文具費	円	
その他の寄附			円	食糧費	79,570 円	
その他の収入			円	休泊費	円	
今回計		800,000 円		雑費	20,000 円	
前回計			円	今回計	759,070 円	
総計		800,000 円		前回計	円	
				総計	759,070 円	

報告書受理年月日

平成17年9月26日

第1回報告分

1 選挙の種類 平成17年9月11日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第3区

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

23,804,700 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	上田稔	所属党派	日本共産党	期間	8月11日から 9月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	廣木清					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 400,000 円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費 150,000 円		
日本共産党南地区委員会	政党	650,000 円		選挙事務所費 150,000 円		
上田稔	政党役員	30,000 円		集会会場費 円		
向井仁	政党役員	150,000 円		通信費 10,000 円		
				交通費 円		
				印刷費 975,307 円		
				広告費 30,000 円		
				文具費 20,000 円		
				食糧費 20,000 円		
その他の寄附		円		宿泊費 246,603 円		
その他の収入		円		雑費 円		
今回計		830,000 円		今回計 1,851,910 円		
前回計		円		前回計 円		
総計		830,000 円		総計 1,851,910 円		
報告書受理年月日		平成17年9月21日		第1回報告分		

候補者氏名	二階俊博	所属党派	自由民主党	期間	8月17日から 9月25日まで	第1回分
出納責任者氏名	丸山定之					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 1,035,000 円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費 279,846 円		
自由民主党和歌山県第三選挙区支部	政党	10,000,000 円		選挙事務所費 254,846 円		
				集会会場費 25,000 円		
				通信費 62,632 円		
				交通費 856,542 円		
				印刷費 2,860,000 円		
				広告費 583,076 円		
				文具費 154,092 円		
				食糧費 303,765 円		
その他の寄附		円		宿泊費 296,005 円		
その他の収入		円		雑費 7,600 円		
今回計		10,000,000 円		今回計 6,438,558 円		
前回計		円		前回計 円		
総計		10,000,000 円		総計 6,438,558 円		
報告書受理年月日		平成17年9月26日		第1回報告分		

候補者氏名	眞鍋晃篤	所属党派	民主党	期間	8月22日から 9月17日まで	第1回分
出納責任者氏名	山上美知					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 540,000 円		
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		家屋費 円		

民主党	政党	8,000,000 円	選挙事務所費	円
			集会会場費	円
			通信費	1,220 円
			交通費	円
			印刷費	1,987,970 円
			広告費	569,711 円
			文具費	228,628 円
			食糧費	85,156 円
その他の寄附		円	休泊費	24,635 円
その他の収入		円	雑費	51,455 円
今回計		8,000,000 円	今回計	3,488,775 円
前回計		円	前回計	円
総計		8,000,000 円	総計	3,488,775 円

報告書受理年月日	平成17年9月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

公 告

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届け出があったので、平成17年9月30日以降無効とする。

免税証の種類	業 種	記 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛 失 年 月 日
100リットル券	船舶	1771186 ~1771191	6枚	平成17年7月1日から 平成17年9月30日まで	海草振興局	平成17年9月30日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。

公 告

平成17年10月25日

和歌山県知事 木村良樹

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届け出があったので、平成17年10月4日以降無効とする。

免税証の種類	業 種	記 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛 失 年 月 日
100リットル券	船舶	1772905 ~1772914	10枚	平成17年7月4日から 平成17年9月30日まで	海草振興局	平成17年10月4日

※ 記号番号は、免税証(表面)の8桁目から14桁目までの数字です。